

土壌診断データベース構築推進協議会規約

令和2年 4月 1日 制定

令和3年 4月 1日 改定

(名称及び事務所)

第1条 本会は土壌診断データベース構築推進協議会という。

第2条 本会の事務所は一般財団法人日本土壌協会内(東京都千代田区神田神保町1-58
パピロスビル6階)に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、スマート農業推進事業のうち、データ駆動型土づくり推進事業に向けて関係機関が協力して必要な調査等を実施することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

収量向上に向けた土壌診断を通じた土づくりの取組拡大を図るため、

- 一 生産者等への土づくり基礎知識の向上に必要な研修に関すること。
- 二 土壌分析・診断の実施と改善効果の検証に関すること。
- 三 土壌診断データベースの構築に関すること。
- 四 その他本会の目的達成に関すること。

(組織)

第5条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

第3条の目的に賛同する者

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	4名
監事	1名

第7条 幹事は、会員の中より互選により選任する。

- 2 会長及び副会長は、幹事会において会員の中より選任する。
- 3 監事は、幹事会において会員の中より選任する。

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合にはその職務を代理する。
- 3 幹事は、幹事会を組織し会務を処理する。

4 監事は、会務の執行及び資産状況を監査する。

第9条 役員の任期は2か年とし、再任を妨げない。

2 欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了又は辞任により、役員がその定数を欠くに至った場合は、辞任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第10条 会の資金

会費、補助金、寄付金とする。

第11条 役員の報酬は、無報酬とする。

第12条 本会に顧問を若干名おくことができる。顧問は、幹事会において推薦し、会長が委嘱する。

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

第14条 会議は、幹事会を最高機関とし、会長がこれを召集する。

第15条 幹事会は毎年開くほか、会長又は幹事会が必要と認めた場合には臨時幹事会を開くことができる。

第16条 次の事項は、幹事会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の改正

(4) その他重要な事項

第17条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

2 幹事会は、構成員の過半数の出席により成立する。

3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由によって幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席幹事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

5 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

第18条 本会の資産は、事業に伴う収入、繰越金、会費、寄附金、その他の収入をもって構成する。

- 2 資産の管理は、会長が管理し、その方法は、幹事会においてこれを定める。
- 3 会計監査は、年1回以上行うものとする。

第19条 本会は、本事業の実施により収集する個人情報を含む情報の保護と新たに発生する情報の公益的な管理のため、次の措置を講じる。

- 一 データの収集及び利用に関するデータ提供者の承認
- 二 本事業を遂行する目的以外での使用の禁止
- 三 第三者への漏洩の禁止、公表の制限
- 四 その他必要な措置

2 前項の規定に基づくデータの取得及び提供、データベースの設置並びにデータの管理及び利用については、土づくりコンソーシアム規約（別記2）生産現場における土壌診断結果等の共有・利用（フェイズ2）（以下「フェイズ2規約」という）第4、5及び6の規定に準ずるものとし、フェイズ2規約第2に規定される構成員のうち、その他構成員が認める者については、土壌医の会全国協議会会員（本事業において土壌診断等を実施する者に限る。）とし、第3に規定される準構成員は、土壌診断を実施する際の協力者として構成員が認める者及びデータ駆動型土づくりの土づくりイノベーションの実装加速化の事業主体とする。

3 前項において、準構成員となった者に対し、本会の構成員から土壌診断データを提供する際は、本会の規則に基づき適切に管理するよう求めるものとする。

4 本会会員は、第一項及び第二項に定める措置を遵守するものとし、本会会員で無くなった場合も同様とする。

第19条の2 構成員は、本会に収集・蓄積されたデータ（構成員が自ら収集したデータを除く。）について、土壌診断データベースの利用に向けて、データ基盤へのデータの提供に関して協議できるものとする。

2 データの収集、提供、利用等の契約に際しては、「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」（農林水産省作成）に準拠するものとする。

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第21条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、幹事会において定める。

付則 この規約は令和3年4月1日より施行する。